難しい書類や手続きにサヨナラ！　事務組合にお任せください！

労働保険事務組合に事務委託しませんか？

労働保険（「労災保険」と「雇用保険」の総称）は、政府が管理・運営している強制的な保険であり、農林水産業の一部を除き、労働者（パート、アルバイトを含む）を一人でも雇用している場合、事業主又は労働者の意思の有無にかかわりなく必ず加入することが法律で定められています。

しかしながら、労働保険に関する事務は、専門担当者を置くことのできない中小零細事業主にとって、負担となっている場合が少なくありません。

亀山商工会議所では、厚生労働大臣の認可を受けて、労働保険の事務組合として、労働保険に関する事務手続きの代行業務を行なっております。



《このような方にお勧め》

- 事務手続きがわからない
- 労働保険の年度更新が難しい
- 事業主および家族従事者も労働保険に加入したい
- 人手不足で書類作成や届出等の事務処理をする余裕がない

委託することができる事業主

①金融・保険・不動産・小売業	常時使用労働者数　５０人以下
②卸売業・サービス業	常時使用労働者数　１００人以下
③上記①、②以外の事業	常時使用労働者数　３００人以下

事　務　委　託　料

①労働保険適用従業員数１５人以下	年額１３，０００円(税込)
②　　〃　　１６人以上	年額２５，０００円(税込)



《事務委託のメリット》

①事務処理の手間を減らせる

②保険料を年３回で分納できる

③事業主が労災に加入できる

簡単な加入手続きで、その後もラクラク！！

＜事務委託に関する申込、問合せ＞　　ＴＥＬ　0595 - 82 - 1331
亀山商工会議所　労働保険事務組合　　担当　　川口・金谷